令和６年９月

宇土市議会定例会議案（その２）

令和６年９月３日招集

令和６年９月市議会定例会議案（その２）目次

番　　号	議　　案　　名	ページ
議案第５７号	令和５年度宇土市水道事業会計決算の認定について	１ 別冊
議案第５８号	令和５年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について	〃
議案第５９号	宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	２
議案第６０号	宇土市網津防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	３
議案第６１号	宇土市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例について	４
議案第６２号	宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	６
議案第６３号	宇土市税条例等の一部を改正する条例について	７
議案第６４号	宇土市支所設置条例の一部を改正する条例について	９
議案第６５号	宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	１０
議案第６６号	宇土市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	１１
議案第６７号	宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例について	１３
議案第６８号	宇土市幼稚園条例の一部を改正する条例について	１４

議案第６９号	宇土市公民館条例の一部を改正する条例について	１５
議案第７０号	宇土市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について	１７
議案第７１号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	２０
議案第７２号	網田コミュニティセンター新築工事請負契約の変更契約の締結について	２１
議案第７３号	令和６年度　干潟景勝地展望広場造成工事（新設駐車場部）請負契約の締結について	２２
議案第７４号	令和６年度　都市計画道路北段原線函渠築造工事請負契約の締結について	２３
議案第７５号	宇土市道路線の認定について	２４
議案第７６号	令和６年度宇土市一般会計補正予算（第２号）について	２７ 別冊
議案第７７号	令和６年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について	〃
議案第７８号	令和６年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第１号）について	２８ 別冊
議案第７９号	令和６年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について	〃
議案第８０号	令和６年度宇土市水道事業会計補正予算（第１号）について	２９ 別冊
議案第８１号	令和６年度宇土市下水道事業会計補正予算（第１号）について	〃

議案第８２号	宇土市教育長の任命について	３０
議案第８３号	宇土市教育委員会の委員の任命について	３１
報告第１０号	令和５年度宇土市財政の健全化判断比率について	３２ 別冊
報告第１１号	令和５年度宇土市漁業集落排水施設整備事業資金不足比率について	３３ 別冊
報告第１２号	令和５年度宇土市水道事業資金不足比率について	〃
報告第１３号	令和５年度宇土市公共下水道事業資金不足比率について	３４ 別冊

議案第５７号

令和５年度宇土市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、令和５年度宇土市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年９月３日提出

宇土市長　元　松　茂　樹

議案第５８号

令和５年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、令和５年度宇土市公共下水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年９月３日提出

宇土市長　元　松　茂　樹

議案第５９号

宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和６年９月３日提出

宇土市長　元　松　茂　樹

宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

宇土市職員の退職手当に関する条例（昭和３８年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１１項第４号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改める。

附則第１１項中「令和７年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）及び国家公務員退職手当法（昭和２８年法律第１８２号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第６０号

宇土市網津防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市網津防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和６年９月３日提出

宇土市長　元　松　茂　樹

宇土市網津防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宇土市網津防災センターの設置及び管理に関する条例（平成２９年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第８条、第１８条関係）

（単位：円）

種別	使用料（１時間当たり）
大会議室	３５０
小会議室	１００
和室	１５０
調理室	１５０

備考　１時間未満の端数は、１時間として計算する。

別表第２冷暖房の項中「１時間につき」を「１時間当たり」に改め、同表ガスの項中「１回につき」を「１回当たり」に改め、同表備考を削る。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

網津防災センターの有効利用及び利便性の向上を図るため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第６１号

宇土市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例について

宇土市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和６年９月３日提出

宇土市長　元　松　茂　樹

宇土市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例

宇土市地域公共交通会議設置条例（平成２０年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「確保」の次に「及び自家用有償旅客運送の必要性、公共の福祉の確保」を加える。

第２条第２号中「及び運賃・料金」を削り、同条第３号中「市町村運営有償運送」を「自家用有償旅客運送」に改める。

第３条第７号中「及び」を「又は」に改める。

第５条第４項中「とき」の次に「、又は会長が欠けたとき」を加える。

第６条第４項に次のただし書を加える。

ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

第１１条を第１７条とし、第１０条を第１６条とし、同条の前に次の１条を加える。

（守秘義務）

第１５条　交通会議の委員（部会委員を含む。）及び幹事会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第９条を第１４条とし、第８条を第１３条とし、第７条を第１２条とし、第６条の次に次の５条を加える。

（運賃料金部会）

第７条　次条に規定する事項について協議するときは、交通会議の委員のうち第９条に規定する委員が出席する会議（以下「運賃料金部会」という。）において行うものとする。

（運賃料金部会の協議事項）

第８条　運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1)　地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）に関する事項

(2)　前号に掲げるもののほか、運賃料金部会が必要と認める事項

（運賃料金部会の委員）

第９条　運賃料金部会の委員（以下「部会委員」という。）は、次に掲げる者とする。

(1)　市長又はその指名する者

(2)　運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

(3)　国土交通省九州運輸局熊本支局長又はその指名する者

(4)　住民又は利用者の代表

（部会長）

第１０条　運賃料金部会に部会長を置き、前条第１号の市長又はその指名する者をもって充てる。

２　部会長は、運賃料金部会を代表し、部会務を総括する。

３　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

（運賃料金部会の会議）

第１１条　運賃料金部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

２　運賃料金部会の会議は、部会委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　運賃料金部会の会議の議事は、出席部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、運賃料金部会の議長の決するところによる。

４　運賃料金部会の会議は、原則として公開とする。

５　部会長は、運賃料金部会での協議結果を速やかに交通会議の会長に報告するものとする。

６　第７条から前条までに定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関し必要な事項は、部会長が運賃料金部会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第６２号

宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和６年９月３日提出

宇土市長　元　松　茂　樹

宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇土市国民健康保険条例（昭和３４年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「第９項」を「第５項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年１２月２日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第２６０号）第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第６３号

宇土市税条例等の一部を改正する条例について

宇土市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和６年９月３日提出

宇土市長　元　松　茂　樹

宇土市税条例等の一部を改正する条例

（宇土市税条例の一部改正）

第１条　宇土市税条例（昭和３４年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第６７条第１項中「４月１日から同月３０日まで」を「７月１日から同月３１日まで」に、「７月１日から同月３１日まで」を「９月１日から同月３０日まで」に改め、同条第３項を削り、同条第４項中「前３項」を「前２項」に改め、同項を同条第３項とする。

（宇土市国民健康保険税条例の一部改正）

第２条　宇土市国民健康保険税条例（昭和３４年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項を次のように改める。

第１２条　普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

第１期　６月１日から同月３０日まで

第２期　７月１日から同月３１日まで

第３期　８月１日から同月３１日まで

第４期　９月１日から同月３０日まで

第５期　１０月１日から同月３１日まで

第６期　１１月１日から同月３０日まで

第７期　１２月１日から同月２５日まで

第８期　１月１日から同月３１日まで

第９期　２月１日から同月末日まで

第１０期　３月１日から同月３１日まで

（宇土市税徴収等の特例に関する条例の一部改正）

第３条　宇土市税徴収等の特例に関する条例（昭和５３年条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第４条の前の見出し及び同条を削り、第５条に見出しとして「（各納期の納付税額）」を付し、同条第１項中「前条に規定する通知書」を「納税通知書」に、「第３条」を「前条」に、「それぞれの額の合計額」を「額」に改め、同条第２項及び第３項を削り、同条を第４条とする。

第６条を削り、第７条を第５条とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第３条の規定は、規則で定める日から施行する。

（宇土市税徴収等の特例に関する条例の廃止）

２　宇土市税徴収等の特例に関する条例（昭和５３年条例第３８号）は、廃止する。

（宇土市税徴収等の特例に関する条例に関する経過措置）

３　第３条の規定による改正前の宇土市税徴収等の特例に関する条例の規定により各納期の納付税額が通知されている場合は、当該額を各納期の納付税額とする。

（準備行為）

４　この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

基幹業務システムの統一・標準化に伴い、集合税方式から単税方式へ賦課徴収方式を変更する必要があるため、関係条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第６４号

宇土市支所設置条例の一部を改正する条例について

宇土市支所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和６年９月３日提出

宇土市長　元　松　茂　樹

宇土市支所設置条例の一部を改正する条例

宇土市支所設置条例（昭和３３年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条の表位置の欄中「上網田町２９７番地２」を「下網田町１８１９番地」に改める。

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

網田支所を網田コミュニティセンターに併設することに伴い、同支所の位置を変更するため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第６５号

宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和６年９月３日提出

宇土市長　元　松　茂　樹

宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第３条第４項中「法別表第１」を「法別表」に改める。

別表第１の１の項、別表第２の１の項並びに別表第３の２の項及び３の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の改正等に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第６６号

宇土市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

宇土市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和６年９月３日提出

宇土市長　元　松　茂　樹

宇土市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇土市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成２７年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。第３号において「省令」という。）第１４０条の６６第１号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第１号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、「次に」を「原則として次に」に改め、同項第３号中「介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）」を「省令」に改め、同条第２項表以外の部分中「前項」を「第１項」に、「宇土市地域包括支援センター運営協議会（宇土市地域包括支援センター運営協議会設置条例（平成２５年条例第３９号）に規定する宇土市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）」を「地域包括支援センター運営協議会」に改め、同項の表おおむね１，０００人未満の項及びおおむね１，０００人以上２，０００人未満の項中「前項各号」を「第１項各号」に、同表おおむね２，０００人以上３，０００人未満の項中「前項第１号」を「第１項第１号」に改め、同条第２項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第１号被保険者の数について、おおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから２人とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第６７号

宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例について

宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和６年９月３日提出

宇土市長　元　松　茂　樹

宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例

宇土市企業立地特別奨励金条例（平成２０年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「施設等」を「施設等及びその附帯施設」に改める。

第３条第１号中「３年以内」を「主体施設の工事着工日から３年以内」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

条例を適用する施設等の指定要件を明確にするため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第６８号

宇土市幼稚園条例の一部を改正する条例について

宇土市幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和６年９月３日提出

宇土市長　元　松　茂　樹

宇土市幼稚園条例の一部を改正する条例

宇土市幼稚園条例（昭和４７年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第７条各号を次のように改める。

(1)　幼稚園における保育に堪えない者

(2)　前号に掲げるもののほか、教育委員会が入園を不適当と認める者

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

幼稚園の入園制限について、実情に即した要件とするため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第６９号

宇土市公民館条例の一部を改正する条例について

宇土市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和６年９月３日提出

宇土市長　元　松　茂　樹

宇土市公民館条例の一部を改正する条例

宇土市公民館条例（昭和５１年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

別表第２及び別表第３を次のように改める。

別表第２（第１０条関係）

区分（室内面積）	使用料（１時間当たり）
５０ｍ^{2}未満	１００円
５０ｍ^{2}以上１１０ｍ^{2}未満	１５０円
１１０ｍ^{2}以上１７０ｍ^{2}未満	２００円
１７０ｍ^{2}以上	３５０円

備考

１　使用者の過半数が市外居住者の場合の使用料は、１０割増とする。

２　１時間未満の端数は、１時間として計算する。

別表第３（第１０条関係）

種別	使用料	
冷暖房（室内面積５０ｍ^{2}未満）	１時間当たり	２００円
冷暖房（室内面積５０ｍ^{2}以上１１０ｍ^{2}未満）	１時間当たり	３００円
冷暖房（室内面積１１０ｍ^{2}以上１７０ｍ^{2}未満）	１時間当たり	３００円
冷暖房（室内面積１７０ｍ^{2}以上）	１時間当たり	１，０００円
ガス	１回当たり	５００円
陶芸窯本焼	１回当たり	５，７００円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の宇土市公民館条例の規定は、令和７年４月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

公民館の使用料を見直し、公民館利用者の利便性向上を図るため、条例を改正する。
これが、この議案を提出する理由である。

議案第７０号

宇土市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について

宇土市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和６年９月３日提出

宇土市長　元　松　茂　樹

宇土市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

第１条　宇土市地域コミュニティセンター条例（平成２４年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条の表に次のように加える。

網田コミュニティセンター	宇土市下網田町１８１９番地

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第８条関係）

１　花園コミュニティセンター

（単位：円）

区分	９時から１３時まで	１３時から１７時まで	１７時から２２時まで
A	１，０００	１，０００	１，２００
B	２，０００	２，０００	２，４００
C	６，０００	６，０００	８，０００

備考

１　使用料Ａは、営利を目的としないときの料金

２　使用料Ｂは、営利を目的としないが、入場料その他これに類するものを徴収するときの料金

３　使用料Ｃは、営利を目的とするときの料金

２　網田コミュニティセンター

（単位：円）

区分	使用料（１時間当たり）		
	研修室１	研修室２・会議室・調理室	多目的室
A	２００	１５０	１００
B	４００	３００	２００
C	１，２００	９００	６００

備考

１　使用料Ａは、営利を目的としないときの料金

２　使用料Ｂは、営利を目的としないが、入場料その他これに類するものを徴収するときの料金

３　使用料Ｃは、営利を目的とするときの料金

４　１時間未満の端数は、１時間として計算する。

別表第２（第８条関係）

１　花園コミュニティセンター

（単位：円）

種別	使用料	
冷暖房	３０分当たり	５００

２　網田コミュニティセンター

（単位：円）

種別		使用料	
冷暖房	研修室１（１台当たり）	１時間当たり	３００
	研修室２		３００
	会議室		３００
	調理室		３００
	多目的室		２００
ガス		１回当たり	５００

第２条　宇土市地域コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

別表第１の１　花園コミュニティセンターの表中

「

区分	９時から１３時まで	１３時から１７時まで	１７時から２２時まで
A	１，０００	１，０００	１，２００
B	２，０００	２，０００	２，４００
C	６，０００	６，０００	８，０００

」を

「

区分	使用料（１時間当たり）
A	３５０
B	７００
C	２，１００

」に改め、同表備考に次の１項を加える。

４　１時間未満の端数は、１時間として計算する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第２条の規定による改正後の宇土市地域コミュニティセンター条例の規定は、令和７年４月１日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

網田コミュニティセンターの供用開始に伴い、名称、所在地及び利用に関する事項を定めるため、並びに花園コミュニティセンターの利便性向上を図るため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第７１号

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９１条の３第１項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年熊本県指令市町村第２３号）の一部を次のとおり変更する。

令和６年９月３日提出

宇土市長　元　松　茂　樹

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年熊本県指令市町村第２３号）の一部を次のように変更する。

別表第２中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附　則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。

提案理由

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、地方自治法第２９１条の１１の規定に基づき、議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第７２号

網田コミュニティセンター新築工事請負契約の変更契約の締結について

令和５年９月２１日に議決された網田コミュニティセンター新築工事請負契約の一部を変更したいので、議会の議決を求める。

令和６年９月３日提出

宇土市長　元　松　茂　樹

契約金額　　変更前　４４６，６００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
　　変更後　４４９，３２６，４９５円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

提案理由

網田コミュニティセンター新築工事の実施に伴い、設計の一部を変更して実施する必要があるので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第６号）第２条の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第７３号

令和６年度　干潟景勝地展望広場造成工事（新設駐車場部）請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求める。

令和６年９月３日提出

宇土市長　元　松　茂　樹

１　契約の目的　　令和６年度　干潟景勝地展望広場造成工事（新設駐車場部）
２　契約の方法　　条件付一般競争入札
３　契約の金額　　２２２，２００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
４　契約の相手方　宇土市下網田町２１４６番地１
　　山口工業株式会社
　　代表取締役　山口　智生

提案理由

予定価格１億５，０００万円以上の工事の請負に関する契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第６号）第２条の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第７４号

令和６年度　都市計画道路北段原線函渠築造工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求める。

令和６年９月３日提出

宇土市長　元　松　茂　樹

１　契約の目的　　令和６年度　都市計画道路北段原線函渠築造工事
２　契約の方法　　条件付一般競争入札
３　契約の金額　　１６７，０９０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
４　契約の相手方　宇土市栗崎町６０５番地の２
　　株式会社　渡邊建設
　　代表取締役　渡邊　和道

提案理由

予定価格１億５，０００万円以上の工事の請負に関する契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第６号）第２条の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第７５号

宇土市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第１項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を認定する。

令和６年９月３日提出

宇土市長　元　松　茂　樹

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
４１６５	北段原６号線	北段原町字島ノ内１３３番２地先	北段原町字島ノ内１３５番４９地先	
９３６５	下網田・木藤三線	下網田町字木藤三１８１８番３地先	下網田町字木藤三１８２５番１地先	

提案理由

市道の路線を認定するには、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

認定路線位置図

認定路線位置図

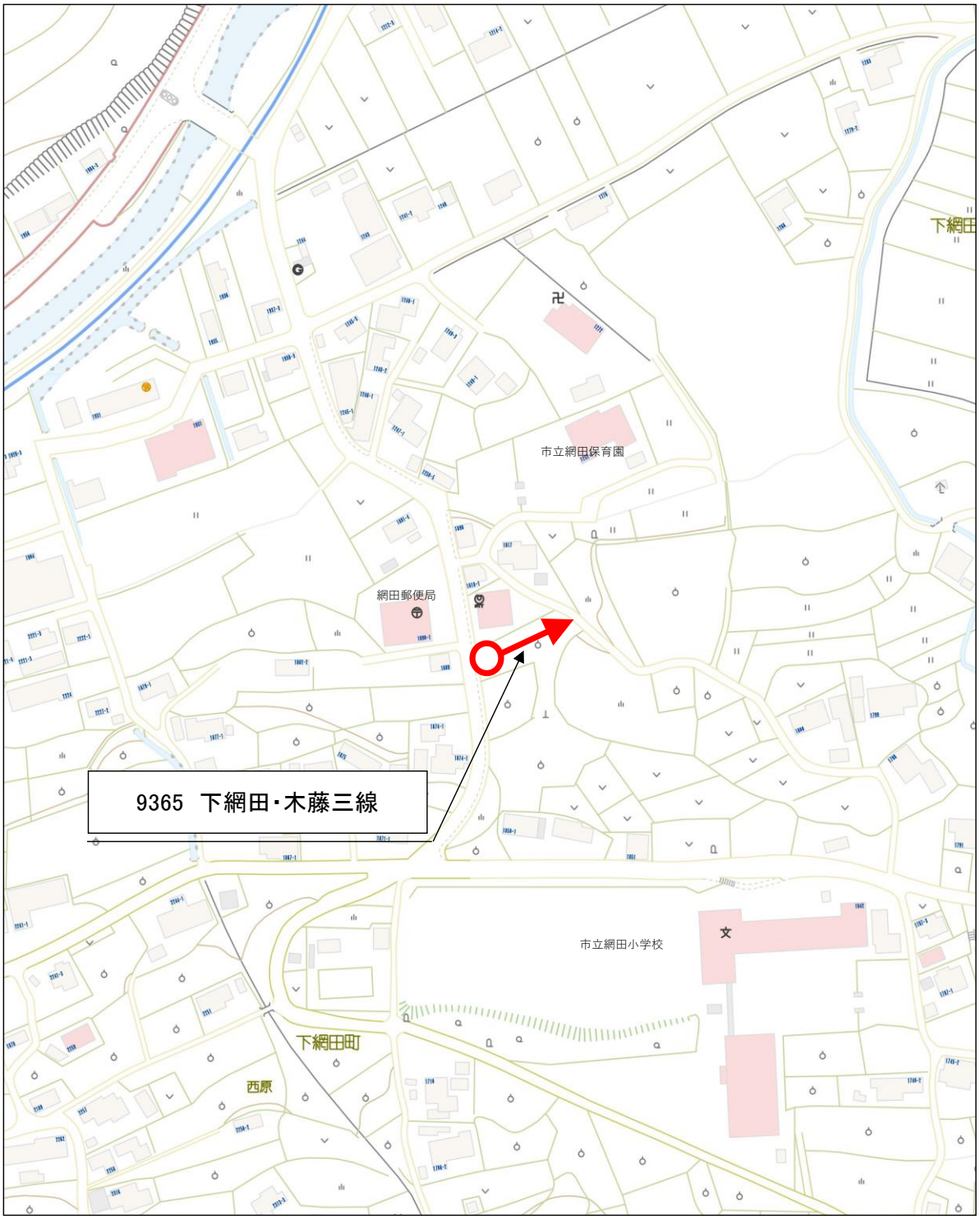

議案第７６号

令和６年度宇土市一般会計補正予算（第２号）について

令和６年度宇土市一般会計補正予算（第２号）を別冊のとおり定める。

令和６年９月３日提出

宇土市長　元　松　茂　樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第７７号

令和６年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

令和６年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を別冊のとおり定める。

令和６年９月３日提出

宇土市長　元　松　茂　樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第７８号

令和６年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第１号）について

令和６年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第１号）を別冊のとおり定める。

令和６年９月３日提出

宇土市長　元　松　茂　樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第７９号

令和６年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

令和６年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を別冊のとおり定める。

令和６年９月３日提出

宇土市長　元　松　茂　樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第８０号

令和６年度宇土市水道事業会計補正予算（第１号）について

令和６年度宇土市水道事業会計補正予算（第１号）を別冊のとおり定める。

令和６年９月３日提出

宇土市長　元　松　茂　樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第８１号

令和６年度宇土市下水道事業会計補正予算（第１号）について

令和６年度宇土市下水道事業会計補正予算（第１号）を別冊のとおり定める。

令和６年９月３日提出

宇土市長　元　松　茂　樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。